

定 款

一般社団法人 香川労働基準協会

# 一般社団法人香川労働基準協会 定款

## 第一章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人香川労働基準協会（以下本協会という。）という。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

2 本協会は、高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、東かがわ市に支部を置く。

(目 的)

第3条 本協会は、労働基準法及び労働安全衛生法その他関係法令の普及啓発に努めるとともに、一般労働条件の確保・改善、労働災害防止及び健康保持増進等を図るため、必要な事業を行うことにより労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 機関紙及び資料の配布等による広報に関する事業
- (2) 労働基準法及び労働安全衛生法その他関係法令並びに一般労働条件の確保・改善、労働災害防止、健康保持増進等の普及・啓発及び支援に関する事業
- (3) 労働安全衛生法及び関係法令等に定める資格付与等の教育・講習に関する事業
- (4) 労働安全衛生法及び関係法令等に定める健康診断実施に関する事業
- (5) 労働安全衛生法に定めるストレスチェック実施に関する事業
- (6) 施設及び設備機器の貸与に関する事業
- (7) 労働保険事務組合に関する事業
- (8) その他本協会の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、香川県において行うものとする。

3 公益目的支出計画の実施事業は、第1項の第1号及び第2号とする。

## 第二章 会 員

(会 員)

第5条 本協会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

本協会の目的に賛同して入会した香川県内の労働基準法の適用事業場

(2) 賛助会員

本協会の目的に賛同して、寄附その他の方法により本協会を援助し、又は学識経験者等であって本協会を援助し、会長が推薦して入会した者

(入 会)

第6条 本協会の会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める金額の会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に届出て退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、資格を喪失する。

- (1) 前項の規定により退会したとき
- (2) 死亡・失踪宣告又は解散したとき
- (3) 会費を2年以上納入しないとき
- (4) 次条の規定により除名されたとき及び総社員の同意があったとき

3 会員が、前項の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れることができない。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款又は規程に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第三章 社 員

(社 員)

第11条 本協会に社員80人以上90人以内を置く。

- 2 社員は、正会員の中から選出される代議員をもって社員とする。
- 3 前項の社員をもって 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 4 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。
- 5 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 6 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、社員を選出することはできない。
- 7 代議員選挙は2年に一度、5月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。
- 8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
  - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
  - (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
  - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
  - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 10 社員の選出に関する細則は、別に定める。

### 第四章 役 員

(種類及び定数)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
  - (2) 副 会 長 2名以内
  - (3) 専務理事 1名
  - (4) 常務理事 2名以内
  - (5) 理 事 8名以上11名以内  
(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む)
  - (6) 監 事 2名
- 2 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
  - 3 専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の中から理事会の決議により選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### (役員職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、本協会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、本協会を代表し、その業務執行を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務執行を統括し、会長及び副会長に事故あるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐して本協会の業務を執行し、専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 6 業務執行理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 8 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 9 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第15条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 理事及び監事の再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(報酬及び損害賠償責任の免除)

第17条 理事及び監事は、無報酬とする。

但し、事務局職員を兼務する常勤の理事に対しては、使用人の賃金規程による報酬等を支給する。

- 2 理事及び監事は、その任を怠ったときは、本協会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

但し、総会において社員全員の同意があればこれを免除することができる。また、理事及び監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む）及び監事（監事であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

(顧問)

第18条 会長は、理事会の承認を得て顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

## 第五章 総 会

(構成)

第19条 総会は、第11条の社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(種別)

第20条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき開催する。

(召集及び議長)

第21条 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(権限)

第22条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告及び決算報告の承認
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 会費の金額
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議決)

第23条 総会における議決権は、定款で別段の定めをする場合を除き社員1名につき1個とする。

- 2 総会の決議は、総社員数の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員数の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 会員の除名
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定めた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第2項の決議

を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回るときは、過半数を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 5 理事又は社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第24条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理者として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長及び出席した社員の中から総会において選出された議事録署名人2名が記名押印するものとする。

## 第六章 理 事 会

(構成及び種類)

第26条 本協会に理事会をおく。

- 2 理事会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

(招集及び議長)

第27条 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 理事会を招集する者は、必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。

前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第28条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わること



ができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(権限)

第30条 理事会は、この定款及び法令に別段の定めのある事項のほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選任及び解職
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 定款の執行に必要な細則の制定・改廃
- (6) その他会務の運営に関し、会長が必要と認めた事項

## 第七章 資産及び会計

(会計年度)

第31条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 本協会の事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第33条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号については、その内容を報告し、第2号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及び同附属明細書
- (2) 正味財産増減計算書及び同附属明細書
- (3) 貸借対照表及び同附属明細書
- (4) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、

社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第34条 本協会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

## 第八章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散、残余財産の処分)

第36条 本協会は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に帰属するものとする。

(公告の方法)

第37条 本協会の公告方法は、電子公告とする。

## 第九章 支 部

(支部総会等)

第38条 第2条第2項に定める支部には、支部総会を置く。

- 2 総会の運営その他支部の組織等に関する事項については、支部で定める。

## 第十章 事 務 局

(事務局)

第39条 本協会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には必要な職員を置く。
- 3 事務局に関する事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

## 第十一章 雑 則

(委 任)

第40条 本定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 前項の解散登記の時に、それまで理事であった者は退任する。なお、監事については、整備法第48条第1項のみなし規定を適用する。
- 4 第2項の設立登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。  
高戸紀幸、池澤広治、島田新市、筒井住義、真鍋志朗、三宅正忠、室橋龍司  
都築幸夫、藤原正樹、露口明信
- 5 本協会の最初の代表理事は、香川県高松市新田町甲844番地6 高戸紀幸とする。

附則（平成28年6月10日）

この定款の変更は、平成28年6月10日から施行する。

# 会費規定

第1条 この規程は、一般社団法人香川労働基準協会定款第7条の会費に関して定めたものである。

第2条 会費の額は、次のとおりとする。

この会費には、機関紙「労基かがわ」の購読料が含まれている。

級別	従業員数	会費額(年間)
1	1,000人以上	87,400円
2	500人～999人	63,000円
3	300人～499人	45,500円
4	100人～299人	32,500円
5	70人～99人	23,700円
6	50人～69人	14,200円
7	30人～49人	8,900円
8	10人～29人	6,600円
9	9人以下	3,500円

第3条 会費は、毎年4月末日迄に全額を全納するものとする。

ただし、入会の年に限り、会費を月割とすることができる。

第4条 退会又は除名された者の既納の会費は、これを返さないものとする。

# 社員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人香川労働基準協会（以下「協会」という。）定款第11条第10項の社員の選出に関する細則について定めたものである。

(選出方法)

第2条 社員の選出は、協会定款第2条第2項で定める支部において実施する支部総会において、支部所属の会員の中から選出する。

(支部ごとの社員数)

第3条 次に定める数の社員を選出する。

- (1) 高松支部 35
- (2) 丸亀支部 15
- (3) 坂出支部 15
- (4) 三豊支部 15
- (5) 大川支部 10

2 支部の会員数に著しく変動が生じた場合には、会員数に応じこれを変更する。

# 役員報酬・退職金に関する内規

この内規は、役員報酬・退職金に関し、一般社団法人香川労働基準協会の定款第17条第1項及び就業規則第36条に基づく賃金規程、同第37条に基づく退職金規程の適用について定めたものである。

第1条 理事及び監事は、無報酬とする。

但し、事務局職員を兼務する常勤の理事に対しては、職員の賃金規程による報酬等を支給する。

第2条 事務局職員を兼務する常勤の理事に対する退職金については、職員の退職金規程を適用する。

但し、同規程第2条の退職金額の算定については、別表に拘わらず在職年数に基本給額を乗じて算定するものとする。